

第五回國會議院 文部委員會會議錄 第十八号

昭和二十四年五月十四日(土曜日)

午後三時三十分開議

出席委員

委員長 原 彪君

委員 伊藤 郷一君 藤田 佐藤 重雄君

委員 岡谷 光樹君 野水 水谷 修君

委員 松本 七郎君 理事 稻葉 修君

委員 今野 武雄君 理事 長野 長廣君

委員 伊藤 忠雄君 岡延 右三門君

委員 甲木 保君 黒澤 篤次郎君

委員 千賀 康治君 田中 啓一君

委員 庄司 一郎君 平澤 長吉君

委員 若林 義孝君 受田 新吉君

委員 藤戸 辰男君 小林 運貞君

委員 渡部 義通君 船田 亨二君

出席國務大臣

文部大臣 高瀬 莊太郎君

出席政府委員

文部政務次官 柏原 義則君

(学校教育局長) 日高 第四郎君

文部事務官 (教科書局長) 稻田 清助君

文部事務官 稻田 清助君

委員外の出席者

専門員 武藤 智雄君

専門員 横田 重左衛門君

五月十四日

委員井出一太郎君辭任につき、その補欠として船田亨二君が議長の名で委員に選任された。

本日の会議に付した事件

教育職員免許法案(内閣提出第一一七号)

教育職員免許法施行法案(内閣提出第一一八号)

第一類第八号 文部委員會會議錄 第十八号 昭和二十四年五月十四日

國立学校設置法案(内閣提出第一一三三号)

学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一六号)(參議院送付)

社会教育法案(内閣提出第一一五八号)(予)

○原委員長 これより会議を開きます。

目下内閣委員会において審議中の文部省設置法案に対して本委員会として修正の意見を申入れたいと思ひます。

ただいま修正の箇所を若林委員より説明をしていただきます。

○若林委員 文部省設置法案に對し、文部委員會としての修正希望意見を朗讀いたします。

一、第二條第一項第四号中「高等学校における教育」の下に「職業教育を含む。」を加える。

理由といたしましては、一、学校教育法でも職業教育については重要な教育目的の一つとしてあげられておるからである。二、経済九原則の要するものと教育の目的とを一致させる意味においても(司令關係に對しまして)職業教育を重んずることに重点を置かれておるからであります。三、教育使節團の動向の中にも職業教育を強調しておるからであります。

二、同條同項第六号中「生活向上のため」の下に「職業教育及び」を加え、「及びレクリエーション」を「レクリエーション」に改める。

理由は前段と同じ意味で、他は字句

の修正にとどまるのであります。

三、第四條第一号中「研究機關」の下に「他の行政機關に屬するものを除く。以下同じ。」を加える。

理由といたしましては、他省の所屬の研究機關までも一元的に文部省で所管するものと誤られるからであります。

四、第七條第二項第三号中「國立学校共済組合及び」を削る。

理由といたしましては國立学校共済組合は、今國會に提出された國家公務員共済組合の一部改正によつて文部省共済組合に統合せられることになつたためであります。

五、第八條第五号ロ、第九條第四号ロ及び第十條第四号ロ中「その關係を委託し、若しくは」を削る。

理由といたしましては、委託は文部省が強制的圧迫を加えるのとき誤解を與えるからであります。

六、第九條第十一号中「科学技術行政協議會及び」を削る。

理由といたしましては、科学技術行政協議會は、科学技術行政協同會は、科学技術行政の連絡調整を擔持する機關である。従つて科学技術行政協同會は各省に關係する機關で、文部省のみのものでない方がよいからであります。

七、第十條第九号中「維持及び利用」を「及び維持」に改める。

理由といたしましては、社会教育局

は文化財等の保存と維持に関する事務を處理するのによつて、利用もするといふことは、文化財が所有者の意思に反して文部省の職權によつてのみ利用せられることを避ける必要があるもので修正するのであります。

八、第十一條第八号中「文部省の出版物(教科用圖書を除く。)」を「文部省が著作の名義を有する教科用圖書その他の出版物、檢定教科用圖書」に改め、同号を第九号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、第八号として次の一号を加える。

八 文部省が著作の名義を有する出版物の著作權を管理すること。

第五條の修正点を加えていただきました。

第五條第一項第十五号、第十二條第一項第八号及び附則第十項第二号中「關係政府機關」を「關係行政機關」に改める。

こゝ挿入を願ひます。

九、第十二條第一項第十号中「第八号」を「第五号」に改め、同條同項第三号、第五号及び第六号を削り、同條同項第四号を第三号とし、同條同項第七号を第四号とし、以下順次三号ずつ繰り上げらる。

理由といたしましては、前八の両方に關係して御説明申し上げます。後の第十二條第三号及び第六号に修正案と同一の規定があるが、これは管理局の事務として規定してあります。修正案

では、調査及局の事務内容にそれと関連するものがあるので、これを調査普及局に一元的にまとめる方がよいと思ひ、管理局の事務内容の規定から削つて、第十一條に納めたのであります。

十、第十二條第二項中「第八号から第十四号」を「第五号から第十一号」に「第十五号から第十八号」を「第十二号から第十五号」に改める。

理由といたしましては條文整理のためであります。

十一、第十七條第四項を削り、同條第五項を第四項とし、同條第六項を第五項とする。

理由といたしましては、長崎資料館は昭和二十四年度において事務費以外人件費の予算が認められていないので、これをただちに廢置することは運算上支障があるからであります。

十二、附則第十三項中「管理局」を「調査普及局」に改め、同項を第十一項とする。

理由は條文整理上であります。

理由は條文整理上であります。

十三、附則第十一項を第十二項とする。

理由は條文整理上であります。

十四、附則第十八項中「第二章第三節に規定する」を削る。

以上修正希望條項の朗讀を終ります。

○原委員長 他に御意見もありませんが、この際若林委員説明の文部省設置法案に對する修正箇所を本委員會の

修正の要項として内閣委員会に申入れ
することに御了承賜わりたいと存じま
す。御異議ございませんか。

○委員 異議なしと仰る者あり

○原委員 次は学校教育法の一部を
改正する法律案を議題といたします。

○委員 本案に対しては各派共同提案にか
かる修正案が提出されております。ま
ず修正案の説明をお願いします。今野武雄君。

○委員 第五十六條の改正規定中「医学又
は歯学の学部を置く大学に入学する
ことのできる者は、」を「医学又は歯
学の学部を置く大学に入学し、医学
又は歯学を履修することのできる
者」に改める。

理由はさつき申した通り、内容はか
わりませんが、この原文の通り
であります。医学または歯学の学
部を置く大学のいかなる学部に入
学する場合にもという意味にとら
れやすいのであります。それでは
事実上、相違することになります
から、そこで訂正が事実上合
うよう修正しようという
のであります。

○委員 これより原案と修正案と
を合せて討論に付します。千賀康治
君。

○千賀委員 各派共同提案の修正案に
賛成をいたしますとともに、修正部分
を除いた原案に対して同じく賛成を
表

するものであります。学校教育法の一
部を改正する法律案に対して、法律案
の修正点に対する賛成討論を申し上げ
ます。

この法律の骨子とするところは、医
科または歯科の学部を置く大学にお
きましては、単に練達した技術者を養成
するにとどまらず、社会人としてより
つばな医師または歯科医師を養成しな
ければならない。そこでこの教育の改
善と向上をはかるために、これらの学
校の入学資格の程度を特に高め、その
目的を達成しようとするのであります
から、まことにけつこうでございます
す。

次に新制大学は、学校教育法にお
いては修業年限五年となつてお
り、わが國の現状としましては、入
学志望者の側における父兄の経済的負担
の点、あるいは短期間に実務者
を養成しなければならぬ社会的必要性な
どを考慮いたしますと、短かい期間に
完成するいわゆる短期大学をも必要と
する。ことに女子の上を考えると、特
にこの短期大学を必要と認めるもので
あります。この法案によると、当分の
間修業年限二年または三年の短期大学
の制度を認めることになつてお
りますから、これにより一面すみ
やかに新制大学の完成をはかるとも
なり、他面社会の要請に沿うこと
にもなるのであります。なお希望者
には、短期大学卒業生もさらに一定の
基準に従い四年制大学の相当学年に
編入する道が開かれてお
ることはまことに安當な処
置であると思ひますから、修正案並び
に修正部分を除いた原案に賛成するも
のであります。

○松本七委員 私は社会党を代表
いたしまして、ただいま提出された
修正案並びに修正箇所を除いた原案に
賛成の意見を申し上げます。

修正箇所は内容にはわかりござい
ませんが、はなはだ意味が誤解し
やすいような箇所を修正しようとする
ものでありますから、無條件に賛成す
るものであります。

その他私どもがこの審議期間中に主
張いたしました点にも一つ、この第
百九條にありまして「当分の間」とい
うのを削除すべきであるという意見を
主張いたしました。その理由といたしま
しては、四年制の大学のほかにやはり
恒久的な短期大学が必要なのはな
らうか。特にわが國の事情にかんが
みまして、経済的な状態あるいは女子
は比較的少い、短期の間に済ませるよ
うな大学を希望しておられる者が多
い、恒久的な短期大学を必要とする理
由に於いておつたのであります。また
質問を継続いたしておりました過程に
おいて、政府の御答弁によつてもこの
当分の間、二年または三年にするとい
うようなこと、その臨時的な短期大
学というものが、四年制の大学になる
ための基準に脱落したものを救済する
というような印象が非常に強くない
か、そういう面も除きたいというよ
うなことで主張申し上げたのですが、大
体これについては各派の意見も、また
文部省当局も大体御賛成であつたよ
うであります。ただ問題は、これを修正
いたそういたしましたすと、文部省原案
では、第九八條、つまり附則の改正と
いうことになつておりますが、附則で

あるから「当分の間」ということがあ
つてもいい。もしも「当分の間」を除
くとなると、附則でなしに本則の方に
入れなければならぬ。そうすると、は
かの箇條にわたつていろいろ大学及び
短期大学というものをわけて規定しな
ければならぬというように相当廣闊に
修正しなければならぬとなつて参り
ます。そこでそういう期日もありませ
んし、技術的に相当な困難を伴いま
すので、しかたなしに、今回のこの修正
は見合ふことにしたのであります。

この機会に私も特に強調しておき
たいのは、重要な法案であるものを、
いざ修正となると、その修正をする期
日の未定もなし、そして審議期間も
はなはだ不十分なまま、われわれが通
してしまわなければならぬという例が
今までたくさんあります。これでは國
会の審議権というものが高められて行
かない。どうしても今後はあらゆる法
案について、国会に提出される時に
は、相当な時間的余裕をもつて提出さ
れることに一層の御努力をしていただ
きたいと思つておられます。それでこ
の点では、短期大学のことには実行が二
十五年からであるということになつてお
りますから、できませぬならば、この大
の国会においてその点を改正されるよ
うにわれわれは努力したい、このよ
うに希望するものであります。

以上をもちまして、私は先ほど提出
いたしました修正案並びに修正箇所を
除いた原案に賛成いたしますのであり
ます。

○委員 今野武雄君。
私は共産党を代表いたした
しまして、この修正案並びにその修正
案を附した修正案に賛成するものでござ

います。但しさきに質問の際にも申し
上げておいたのであります。現在の
新制大学というものがよく出な
るといふことになりまして、学校教育
法が制定された当時、予測されないよ
うないろいろ事件が起つて参りま
す。これは六、三制が非常な困難に陥
つたことなどもその最も大なるもので
あります。このことは同時に予算の
裏づけがない新制大学が非常に困難に
陥るであろうということ、並びにた
えば新制高校の学科課程などがはつき
りして参りますと、その課程におい
て十分な教育を受けないものが、四年間
でもつては十分な教育を受ける
ことができないか、特に理科、工
科、医科などにおいてしかりであり
ます。医学並びに歯学の部面にお
いては、今回の改正において六年とい
うことになりましたので、これはたいへん
けつこうだと存するのであります。が、
しかし大学の学問の水準を決定するもの
でありまして、一時の経済的な理由に
よつて、これをどうこうするとい
うわけには行かないような重要な問題であ
らうと存するのであります。そこでこ
の学校教育法の第五十五條にありま
す「大学の修業年限は、四年とする。但
し、特別の専門事項を教授研究する学
部及び前條の学部については、その修
業年限は、四年を超えるものとするこ
とができる」という規定があります。
また今回の改正は、この規定に基
いて行われておるのであります。しか
しながら、たとえは理学または工学など
においても、画一的にどの学校全部と
保つておるところの東京大学とか、京

大

都大学とか、その他の大学において、
こゝろい水準をわざ／＼低めるような
ことなく、できるならばやはり今度の改
正の場合の医学または歯学と同じよう
な扱いをしたい。もつとも医学または
歯学の場合には、どういふ学校もみな
そりでありますが、理学または工学の
場合には全部がする必要はないと思ひ
ますけれども、そりいふような特例を
設けることを許さるべきではないか、
こゝろいことを申し上げたのでありま
すが、しかしこのことは現在すぐでき
ないとのことであります。なおそのと
きに、今後の経過のうち、二年後ま
でにそりいふようなことができれば、
したいと思ふというよりな御意向であ
りますが、できるだけすみやかにそり
いふような措置をとられることを希望
いたしまして、私の賛成意見を終えたい
と思ひます。

○原委員 船田孝二君。
○船田委員 新政協協議会を代表いた
しまして、私は理由に關する説明を全
部省きまして、修正の部分及び修正部
分を除いた原案に賛成することを表明
いたします。

○原委員 これにて討論は終局いた
しました。
○原委員 起立総員。
○原委員 起立総員。
次に修正部分を除く原案について採
決いたします。賛成の諸君の起立を求
めます。

○原委員 起立総員。よつて原案は
第一類第八号 文部委員会議決
第十八号 昭和二十四年五月十四日

修正議決されました。
なお学校教育法の一部を改正する法
律案につきまして、本会議における報
告は、その内容は委員長に御一任願ひ
ます。

○委員長 退席、岡谷委員長代理辯
論
○岡谷委員長代理 暫時休憩いたしま
す。
午後三時四十分休憩
午後四時三十分休憩
○原委員 休憩前に引き続き会議を続
行します。

○原委員 休前に引き続き会議を続
行します。
午後四時三十分休憩
○原委員 休前に引き続き会議を続
行します。

○原委員 休前に引き続き会議を続
行します。
午後四時三十分休憩
○原委員 休前に引き続き会議を続
行します。

○原委員 休前に引き続き会議を続
行します。
午後四時三十分休憩
○原委員 休前に引き続き会議を続
行します。

○原委員 休前に引き続き会議を続
行します。
午後四時三十分休憩
○原委員 休前に引き続き会議を続
行します。

○原委員 休前に引き続き会議を続
行します。
午後四時三十分休憩
○原委員 休前に引き続き会議を続
行します。

○原委員 休前に引き続き会議を続
行します。
午後四時三十分休憩
○原委員 休前に引き続き会議を続
行します。

○原委員 休前に引き続き会議を続
行します。
午後四時三十分休憩
○原委員 休前に引き続き会議を続
行します。

○原委員 休前に引き続き会議を続
行します。
午後四時三十分休憩
○原委員 休前に引き続き会議を続
行します。

○原委員 休前に引き続き会議を続
行します。
午後四時三十分休憩
○原委員 休前に引き続き会議を続
行します。

○原委員 休前に引き続き会議を続
行します。
午後四時三十分休憩
○原委員 休前に引き続き会議を続
行します。

○原委員 休前に引き続き会議を続
行します。
午後四時三十分休憩
○原委員 休前に引き続き会議を続
行します。

導」の字句を加へし、また七のごと
く、原案「一年」を「二年」に改め、
十三の「一」を「二」に改め、資格に
關する一條を増加し、十四のごとく
在職年數三年を五年に、職位「三〇」を
「四五」に、また「一〇」單位を「一五」
單位に改め、賃金の向上をはかり、
その他はこの條文を技術的の見で一部
の規定が他の條文と均衡を失して一
点があると思ひますから、この際附
したる一部修正案のごとく修正する
ことを適当と思ひます。各位の御賛成
を願ひたいのであります。

次に教育職員免許法施行法案の一部
修正案、お示ししてある通りに、原案
はきわめて複雑であるために、引用條
文を参照して誤謬を發見し、また切り
かへし均衡を發見しましたから修正す
る次第であります。

以上の修正の動議を提出いたしま
すから、各位の御賛成を希望いたしま
す。

○原委員 これより教育職員免許法
案及び職員免許法施行法案の両案を一
括して討論に付します。水谷君。
○水谷(男)委員 民主自由党を代表し
て、ただいま上程中の両案に対し、そ
の意見を表明いたします。教育職員免
許法案は、教育職員の免許に關する基
準を定め、教育職員の賃金の保持と向
上をはかることを目的としたものであ
ります。そこでこの法案がこの目的達
成に遺憾なきやいなや慎重審議いた
しましたところ、新学制実施の現段階
においては、大體安当であると認めら
れるのであります。しかしながら完備を期
するにその内容において教職所修
正し、あるいは條文を技術的に見て一

部の規定が他の條文と均衡を失してい
る点を修正したものでありますから、
この修正案に賛成いたします。なお教
育職員の欠格事項については原案をも
つて安当なるものと認める次第であり
ます。

また教育職員免許法施行法案の一部
修正案は、原案がきわめて複雑である
ために引用條文を参照して、誤謬を發
見し、また切りかへし均衡を發見し
ての修正でありますから、この修正案
にも賛成いたします。その他は両案と
も原案賛成であります。

○原委員 松本君。
○松本(七)委員 私は社会党を代表い
たしまして、両案に反対の討論をこく
簡單に行います。

この免許法の規定の中で、審議中に
おきまして政府の答弁を求めた一番
重要な点は、この第五條の第六号「日
本國憲法施行の日以後」云々の点であ
ります。この点は政府の答弁では、將
來予想せられるところの非法的な政
党その他の団体といふことでありまし
たけれども、第一「暴力」といふ考
えが非常に強烈としてあり、まいであ
る。「その他の団体」といふ内容
は時の權力者によつて不当に抑圧され
るおそれが多分にありまして、思想の
自由その他基本的な人権を侵す危
険が多分に認められるのであります。

またその次の第十一條に「教育職
員たるにふさわしくない非行があつ
て、その情狀が真実と認められたとき
は」云々という規定があります。これ
も教育長その他の一方的な解釈、判定
によつてこれが不当に適用される危険
が多分にありますので、そりいふよう
な根本的な点に、われ／＼は賛成の
意見を表せざるを得ないのであります。

修正を必要とするのではなからうかと
考へておつたのでありますけれども、
これらの点に修正を加へるだけの十分
な余裕がございませんでしたので、選
案全体に対して反対せざるを得ないよ
うになつたのであります。

従いまして、この免許法原案に反対すると同時に、それと当然関連いたしますところの同施行法案にも反対の意見を表明する次第であります。

○水谷委員代理 渡部君。

○渡部委員 この教育職員免許法案というものの趣旨は、將來の民主主義日本にとつて必要な、またそれにふさわしい教育職員をつくり出すということに關係してつくりだされた法案だと私たちは考へておるものです。そのためには、言うまでもなく教育職員の学術的な質的向上や、自主性を助長するようなものとして法案の中に現われなければならぬと思ひます。ところがこの法案の内容をよく読んでみますと、こ

ういふ見地から見ても、不十分であるというだけではなく、まづたこれに逆行している條項が非常に多いといふことを申し上げなければならぬと思ひます。たとえば第四條の第六項におきましては、これは教員となるための教員の科目であります。この点から見ると、職業的な、あるいは実習的な科目は非常に偏重しておられるけれども、しかしながら他の科学の点では、たとえば社会科学とか理科とかいふように、一括的に一般的に出されておつて、従つて社会科学の場合には哲学とか経済とか、そういう専門的な教育が施されないようになっておる。こ

ういふ点では非常に学術水準を下げざるものであるし、また理科という一般的な教員をつくるようになっておられるけれども、これも生物とか物理とか化学とかいふより専門的な研究がなされない結果、やはり学術水準を非常に低める結果になるおそれがあるわけですね。なおそればかりでなく、確かに

そのなるに違ひないと思はれる点があるわけですね。こ

ういふふうな点から言つて、この教育職員免許法案は、教員の学術水準を非常に下げざるべき点にあるという点から、反対しなければならぬと思ひます。

それから教育職員の自主性に逆行し、あるいは自由を抑制する條項として、今松本君からも述べられましたが、私は若干の補足をしながらこれを述べてみたいと思ひます。

第一に、第五條第一項の四号及び六号であります。第四号は、禁錮以上の刑に処せられた者、これは教員の免許状を受けることができないということになつておりますが、これは単に法律技術の上から見ても、単に禁錮以上と称しておるのであつて、刑の輕重の度合いというものが現わされてお

い。この点で法律技術的な面から見ても非常に不備であるのみならず、政治犯というふうな問題が起きますと、これは必ずどのようなものであつても、禁錮以上の刑に処せられるのが從來の例であります。従つて政治犯は教員の免許状を與えられない結果になるやいながあるわけですね。そういう点でこの條項はまづたく反対されなければなりません。

第二に、第五條第六号、これは松本君からも述べられましたが、日本國憲法施行の日以後において、日本國憲法またはそのもとに成立した政府を暴

力で破壊することを主張する政党その他の團體を結成し、またはこれに加入したる者に対しては、免許状を與えないというこ

となつておりますが、これは憲法が保障しておるところの思想や、新党支持や、結社の自由に対する

憲法の保障を弱つておる、これを破壊する結果になるという点を、まづ私たちは強調しなければならぬと思ひます。同時にこの解釈は、松本君の言われたやうに、いまいきまゝのものであるということ、さらにつけ加えなければならぬのは、關係方面で、こ

のような項目を設けることは、あまりに自由を制限することになりはしないかというふうな参考意見を述べて、私は關係方面で、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

それから第十一條であります。これは禁錮以上の刑に處せられた者、これは教員の免許状を受けることができないという点、まづ私たちは強調しなければならぬと思ひます。同時にこの解釈は、松本君の言われたやうに、いまいきまゝのものであるということ、さらにつけ加えなければならぬのは、關係方面で、こ

のような項目を設けることは、あまりに自由を制限することになりはしないかというふうな参考意見を述べて、私は關係方面で、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

それから第十一條であります。これは禁錮以上の刑に處せられた者、これは教員の免許状を受けることができないという点、まづ私たちは強調しなければならぬと思ひます。同時にこの解釈は、松本君の言われたやうに、いまいきまゝのものであるということ、さらにつけ加えなければならぬのは、關係方面で、こ

のような項目を設けることは、あまりに自由を制限することになりはしないかというふうな参考意見を述べて、私は關係方面で、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

それから第十一條であります。これは禁錮以上の刑に處せられた者、これは教員の免許状を受けることができないという点、まづ私たちは強調しなければならぬと思ひます。同時にこの解釈は、松本君の言われたやうに、いまいきまゝのものであるということ、さらにつけ加えなければならぬのは、關係方面で、こ

のような項目を設けることは、あまりに自由を制限することになりはしないかというふうな参考意見を述べて、私は關係方面で、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

それから第十一條であります。これは禁錮以上の刑に處せられた者、これは教員の免許状を受けることができないという点、まづ私たちは強調しなければならぬと思ひます。同時にこの解釈は、松本君の言われたやうに、いまいきまゝのものであるということ、さらにつけ加えなければならぬのは、關係方面で、こ

のような項目を設けることは、あまりに自由を制限することになりはしないかというふうな参考意見を述べて、私は關係方面で、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

のような参考意見を述べておるが、こ

全体に對して、反對の意見を明確にいたす次第であります。

○水谷委員 これにて討論は終局いたしました。

「水谷委員代理退席、委員長府席」

○原委員 討論は終局いたしました。これより同案を一括して採決いたします。

○水谷委員 討論は終局いたしました。これより同案を一括して採決いたします。水谷君提出の同修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○原委員 起立多数。よつて水谷君提出の同修正案は可決せられました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた同原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○原委員 起立多数。よつて同案はいずれも修正議決せられました。

なお本法案に対する委員長報告につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○原委員 それでは、さようとりはからいます。

○水谷委員 まだ時間もあるようであり、国立学校設置法案を上程していただきまして、大学設置委員会の答申をこの際御発表願つて、なお引續いて小林君の質問もひとつお許しを願ひたいと思ひます。

○原委員 ただいまの水谷君の意見に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○庄田委員 議事進行について、本員が一昨日文部当局に質問いたしました。ただいま議論となつておりますところの国立学校法案に関する御答申並びに大学学生、生徒、一人当り一箇年間に於けるところの教育費、これらに対する質問に對して、先刻きつめて粗雑に書き流したブライベットの文書をもつて本員に御回答がありました。

しかしながら、私はこれを公に速記録に残しておきたいのでありまして、もとより正式なる質問でありましたから、正式なる答弁を文部当局に要望しておつたのであります。しかるに、たゞ乱雑に書いた手紙のような御返答だけが本員にありました。あらためてその点に對する答弁を保留しておつたのでありますから、文部当局より責任のある御答弁を願つて、これを速記録に残しておきたいと思つたのであります。右文部当局に委員長より御照会をお願い申し上げます。

○原委員 庄田君の御発言と前後いたしますが、これより国立学校設置法案を議題といたします。

○小林委員 議事進行について、この問題につきましても、先般來い／＼長々と質問を申し上げましたが、三、四関係方面との折衝もあつたので、さらにおぼろしさを願つて、明後日にお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○原委員 庄田君の御答弁より整理して行きたいと思ひますが、政府委員の御答弁を求めることに御異議ありませんか。

○原委員 それではさよういたします。

○日高政府委員 お答えいたします。庄田委員から国立新制大学の学生一人当り教育費はどのくらいになるかという御質問でありましたが、そのようう御質問に對しては、新制の大学は、旧制の学校の学生と、新制の大学の学生との総計について、病院関係の費用を除いた全予算をもつて割りましたので、大体学生一人当り五万八千円くらいになつておるのであります。これはなおお分析をいたしまして、学科別のものも大よそのところを確定に御報告申し上げたいと思ひますので、いましばらく時間をおかけたいと思ひます。

○原委員 ほかに御質問はございませんか。

○水谷委員 この際原案を申し上げたいと思ひます。

東京藝術大学設置に閉じ、邦楽科の存廢問題は、各位御熟知の通り、しばしば論議せられ、現在の東京音楽学校邦楽科の各教授、在校生、卒業生等から、熱烈なる陳情、請願がたび／＼ありましたが、われ／＼委員は、一方的な意見のみを聞いて、この邦楽科存廢の大問題を決すべきではないと存じまして、この問題の本質である小宮音楽学校長にも、二回にわたつたその意見を徴し、相当質疑、應答もいたしました。また各方面のいわゆる世論を徴して、慎重熟慮した結果、この際東京藝術大学に邦楽科を設置して、わが國古來の傳統の音楽をますます研究精進して、日本民族の思想感情を十分表現し、もつて世界の音楽界に誇るに足るより大成せしめたいと存じますから、本委員会は次のような強い要望をした

いと存じます。その要望の案をここに則していたします。

東京藝術大学に邦楽科を設置する要望

東京音楽学校に邦楽科の設置せられたのは昭和十二年であつたが、今回国立学校設置法案の實施に伴つてこれが廢止せられることは、まことに遺憾である。本委員会は、新たに設置せらるべき東京藝術大学音楽学部邦楽科を設置せられるより強く要望する。政府はすみやかにこれが實現に努力すべきである。

なお本委員会は確固たる決意を表明するためにこれを決議いたしましたのであります。この国立学校設置法案に現われたる内容は、これ以上の方法がないのでありますから、この要望こそは東京藝術大学に邦楽科を設置すべしとの決議の意味をもつて政府はすみやかにこれが實現に努力すべきであります。

以上申し上げました趣旨によつて満場一致御賛成くださるよう切望してやみません。

○原委員 ただいまの水谷君の要望に對して御異議ありませんか。

○渡部委員 この問題については、私たちはよく考へてみなければならぬと思つて、かつて明治初年に、日本の紀元を何年にすべきかという問題について學者の間で盛んに討論がありました。その際どうしてもきめるといふふいふ政府側の意見の反映もあつた。日本の國家紀元は何年であるかというところについて討論がかわされたのであります。そしてこれは二千何百年といふふいふに、明治初年に多数決によつて定められたのであります。しか

しこの問題は歴史的事実の問題であつて、言いかえるならば、科學の問題でありまして、多数決によつてきめらるべき性質のものではなかつたのであります。はたせるかなこの二千六百何年というふいふものが決定されて來たところが、最近科學的研究によつて紀元二千何百年という考へ方は完全に葬られてしまつたのであります。われわれは今申し上げた事実にかんがみまして、やはりこの問題を取扱う場合にも、もつと慎重に考へる必要があると思つておられます。もちろん委員会は一、二人を呼びまして邦楽科を置くべきか、置くべきでないかという根拠について相違考へられたと存するのであります。しかしながら委員会でこのような問題について一方的にこゝろすべきであるというふいふ意見が正式に発表するためには、まだ問題が大いに残つておると思ひます。われ／＼が音楽学校長の御意見を聞いたところによれば、科學的の學術的問題の考へ方をなされておられる点が多かつたのであります。もしも委員諸君の中で邦楽をどうしても置くべきであるといふならば、あの音楽学校長のほんとうに科學的の學術的の専門家的な見地からの主張に對して完全に反駁して、設けることが正しいのだという結論が生れるようなものがなければならぬはずだと思ひます。しかしわれ／＼が聞いていますところでは、そういうふいふ討論が十分行われていたとは考へません。もしわれ／＼が設けるかどうかというところについて委員会としての重大な意思表示をするならば、その前にさういふ専門家の、また現にそこで學んでおる学生諸君の意見を聞

六

くなり、文化人の意見を聞くなりし
で、もつと委員会として権威ある方法
によつてその態度を決すべきだと思
ふ。明治初年の紀元のきめ方が非常に
不手ぎわであつたばかりでなく、私さ
らしであつたといふより結果に断じ
てならないように、この委員会として
は慎重であるべきだといふ点から、私
は今これを提出することには反対であ
ります。

○松本(七)委員 私はそのような要項を
するといふことには賛成なのでありま
すが、ただ多少希望的な意見がござい
ますので、それを申し上げたいと思
います。邦楽はわが國の文化において重
要な地位を占めておりますし、従つて
その維持発展のための研究教授が大切
であることは申すまでもありません。
また家元制度というものが、多くの弊
害欠陥がありまして、この要求を満た
すことができないことも明らかである
と思ひます。かような事情から邦楽研
究者の邦楽科存続に閉する懸念は十分
察するべきであると思ひますが、そ
れと同時に邦楽の現状というものが、
大学の課程としてふさわしい科学的な
発達を遂げておるかいかという点に
ついては、多少疑問があると思ひので
あります。むしろ邦楽は大学よりも
つと自由な形でその教授研究の行われ
ることが望ましいのではなからうか。
特にそれに十分な科学性を興えるため
に、研究所でも設けまして一般の研
究を進めることが望ましいと考えられ
るのであります。現在音楽学校に邦
楽科がありますので、これを存続する
ことには異議はございません。しかし
このことは邦楽の現状が科学的な要請
にこたへるに十分であるという意味で

はない。むしろ邦楽関係者はこの措置
に安住することなく、進んでその研究
を進めて邦楽の欠陥を克服して、大学
の課程にふさわしいものにすることに
全力を盡していただきたいと思ひので
あります。
以上申し上げましたより意味でこ
の要項をすることに賛成するものであ
ります。

○原委員 たいだいの水谷君の要項
に対して反対の意見も出ております
で、この際採決いたします。水谷君の
要項に賛成の方の御起立を願ひます。
〔賛成者起立〕
○原委員 起立多数。よつて要項は
可決されました。

○岡委員 私は民主自由黨を代表いた
しまして、国立大学設置法案中の「東
京文科大学」を「東京教育大学」に修
正するの動議を提出いたします。
まずその経過及び理由を簡単に申し
上げます。
この大学は東京文理科大学、東京高
等師範学校、東京体育専門学校、東京
農業教育専門学校、この四校をまとめ
て、一つの大学を設置しようという案
でございまして、そのうちこの学校名に
つきましては、まず参議院の文部委員
会において、文教大学よりは教育大学
の方が、よりふさわしいという勧告が
行われたのであります。それから旬日
にわたしまして、当参議院の委員会に
おきまして、文教大学よりも教育大
学の方がさらによろしいという意思表
示をいたしましたよきな次第でございま
す。そこで文部当局におかれまして
は、参議院が意思表示を行いました翌
日、文部省におきまして四校代表を招
致し、教育大学で行くといふことの中

渡したのであります。その際文理
大を除く三校を即時了承したのであり
ますが、文理大のみは態度を保留し
て、國会に対して今後運動をすべきこと
を聲明して即時了承を行かなかつたので
あります。ところがその直後に關係方
面より、ユニバーシティ・オブ・エ
ドワード・ユニオン(文教大学)として、
その案に対してオー・ケーが参つたよ
うな次第でございまして、そこで文教大
学を支持するところの文理大側がその
情報に勢いを得まして、さらにさきに
文部当局に言明せる通り國会に対して
猛運動を展開しましたことは、われ
われ御同様文部委員の熟知するところ
でありまして、また一方において高等
師範系統が運動を展開したことも、こ
れまた皆さん熟知せる通りでありま
す。

かくのごとくこの問題は院外におい
て一應政治問題化したものでございま
すから、幾分丁寧にこの動議提出の理
由を御説明したいと思ひのであり
ますが、この文教大学を支持する側の
文理大の言ひ分というものは、教育大学
なる名称は、今日までの過程におきま
して、師範なる名称を教育と置きかえ
ようとした事実があるから、教育とい
う名称を冠すると、過去におけること
の師範教育の弊害を温存し、学的水
準を低下せしむるゆゑに、この名称を
避けたい。また教育者のみを養成する
学校では物足りない。東京大学のごと
く學術の蘊奥をきわむる底のものだ
ければ、教授としてのプライドも満足
されないといふ点に大體盡きておるよ
うであります。

した事実があるから、教育とすると、
従来の師範教育の弊害を受け継ぐおそ
れがあるといふのは、あまりにも神話
質的な考案であつて、文教大学なる名
稱が初めての名称であるとすれば、同
じく教育大学なる名称もまた初めてで
あることにかわりはないのでありま
す。
第二点の、教員を養成することでは
物足りない、學の蘊奥をきわむる底の
ものでなければならぬといふ考案
は、この大学に職を奉ずる者の考案と
しては、必ずしも妥当ではないと存じ
ます。何となれば、りつばな教育者
最高の教育者を養成する学校、これよ
り高い使命を持つ学校が一体どこ
にあるか。教員を養成する学校とい
ふのを避けようとする思想は、教育者なる
もの天職が何ものにもまさる崇高な
る天職であることを忘れた議論である
と申さなければならぬと私は確信い
たします。もしそれ、學の蘊奥をきわ
むる底の理想を第一義的であると考
へるとしたならば、本郷の東京大学
その他の総合大学があれば足りるので
あります。ことさらにこの大学をつく
る必要はないのであります。昨日長野
委員は札幌農学校の例を引かれまし
て、かの学校の創設者及びその繼承者
及び教授達が烈々たる學問、教育に対
する熱情を傾けたことによつて、ひと
り農業界のみならず、科學の分野に、
あるいは宗教の分野に、あるいは哲學
の分野に一流の人物を輩出したとの例
を引かれ、名稱は教育大学であらうと
も、その本来の使命たる教育者を養成
するほか、その適性に應じて、深い高
い研究をなしたならば、各分野にも権
威あるところの人物を輩出するであら

う。されば最高の教育者の養成をする
この学校は、その夾にふさわしく教育
大学によるべしとの御意見を、懇誠あ
ふるる態度をもつて力説されたのであ
ります。私が、私もまた同感でありま
す。フランスにエコール・ノルマル、
シペリオールといふ学校があります
これはもちろんフランス語であります
が、すなわち文字通り名は高等師範学
校にすぎないのであります。ところが
この師範学校なるものは、その教授連
の烈々たる學問に対する教育者養成の
熱誠と、これに相應じて、そこに集ま
るところの生徒とが相一致いたしました
で、フランスにおいてはどの大学よりも
高い水準を持ち、フランス第一流の学
校であることは、おそろしく教育に携わ
る人々には存じどころであると思
ひます。高等師範学校の名稱
しか持たない学校にしてしかりであり
ます。いわんや本校は最高学府たる教
育大学の名を冠せられ、しかも本大学
の目的及び使命は、その第一條に示す
ごとく、本学は人類文化の向上のため
に、學術に關する高度の専門的研究教
授と、教育科學の深い研究教授とを行
うことによつて、高い識見と廣い視野
を持つ有能な教育者たるべき人材を育
成し、併せて教育に關する權威ある研
究機關となることをもつて目的使命と
する、以上の通りであります。本大
学の目的及び使命がいかに崇高なもの
であり、學術の蘊奥をきわめんとした
熱誠を持つ教授を満足せしむる内容をも
兼ね備えているのでありますから、全
体の條文から見ましても、やはり教育
大学なる名稱がより妥當であると私は
確信するものであります。
さればいふじくも教育大学なる名稱

を支持する此論はまさに圧倒的であり

ます。すなわち五月七日四校教育及び
事務官に署名を求めました結果は、総
数三百七十二名中、二百九十名が教育
大学を支持し、一月下旬の学生の輿論
調査は、教育大学二百に対して、文教
大学十すなわち五分という比率を示
し、文教大学及び高等師範の卒業生約
一万をもつて組織するところの同窓会
すなわち若狭会は、各府縣別に支部長
を持つていたのでありますが、本年春
季支部長総会においてもまた清場一致
をもつて教育大学を支持しておるよう
な次第であります。また昨表提出中と
はいえ、新大学設立委員長たる文理大
学長もまた教育大学たるべしとの固い
信念を持つておるであります。また
文部当局及び関係方面も教育大学がよ
り妥當であるとお考えを持つておら
れるやに仄聞するのであります。その
上層を大にして申し上げなければなら
ないことは、八千万國民を代表する國
會、その國會の衆参兩院の文部委員会
が、教育大学がより妥當なりとの勧告
をなしたという一大事実であります。
さればどの点から見ても、世論の動向
は炯として明らかであります。なるほ
ど二、三日前に文理大の学生が圧倒的
に文教大学を支持するとの署名を行つ
たとも聞き及んでおりますが、これは
問題の解決が教育大学へ確定的となつ
た情報を手にした同校の教授陣が連袂
静謐もしかねまじき氣勢を示したこと
によつて動かされたのでありまして、
学生たちもそれではたいへんだと署名
をしたというのを、学生代表もわれ
われに漏らして居るのでありまして、
かかる場合の署名というものが、その
重く信憑性を持つものであるとは所じ

がたいのであります。

世論の動向が以上の通りであり、し
かも内容的に見ましても、教育大学が
妥當であるとは確信するのでありま
して、國家百年の大計上、國家百年の
教育行政上、教育大学と修正すること
を私は強く主張するものであります。
さりながら教育大学と修正すること
によつて師範学校の旧弊を温存し、学
問研究の水準が下るのではないかと憂
うるところの文理大学の教授陣の学的
な良心、文教大学という名称を冠して
學術の最高水準をきわめんとする烈々
たるところのその母校愛、学園尊重の
熱ゆるがごとき信念を持つ教授陣に対
しましては、理論的にはともかく、私
はその学者的至誠に対しては、深
く深くこころをたれて敬意を表せんと
するものであります。されば私は文部
當局に対して強く要請したい点ござ
います。願わくは文部當局はこの学者
諸公の学問的良心にこたへず、予
實、施設、教授のあつせん等において
遺憾なきを期せられ、教育大学の名称
及びその第一條に掲げられたところ
の崇高なる目的、使命が空文に移るこ
となく、名実ともに日本における最高
水準の学校たらしめ、もつて学者たち
の学的良心を満足せしめ、現在の心配
を單に杞憂に終らしむるよう特段の考
慮を拂われんことを強く要請する次第
であります。

次に委員各位に申し上げますが、本
件はすでに満目の委員会において同様
の趣旨が勧告されていることは御承知
の通りであります。この点多少疑義を
さしはさむ方もあるかのようにも伺つ
ておりますが、これは速記録を神聖視
するところの議會人である以上、議事
録にはつきり明記されておるところで
ありますから問題はないと存じます。
されば新憲法下國會が國權の最高機關
として認められ、國會法において常任
委員の地位が非常に高くなつた事実
を深く考慮せられまして、一たび意思
表示を行つたものごとき印象を興えま
すて改変するかのごとき印象を興えま
すことは、國會及び常任委員の權
威にも関するものであるという点に深
く思いをいたされ、また事案の性質に
かんがみまして、起立採決の方法等に
こらす、演場異議なく私の動議に御登
成あらんことを願ひ申し上げます。し
て、私の動議提出の趣旨を明瞭としたし
ます。(拍手)

○原委員長 ただいまの岡君の動議
は、國立学校法の一部の修正と関連い
たしてござりまして、質疑終了前に修正
の箇所を一々動議で出されますと議事
が非常に長くなりますので、ひとつ岡
君の動議のみにしていただきます。岡
委員長よりお願い申し上げます。岡君
の動議に御異議はございませんか。
(討論あり) 御希望があるよう
でありますから、これを許します。松
本君。
○松本(七)委員 私は社会黨を代表い
たしまして、ただいま提出されました
修正動議に反対の意見を申し述べま
す。それは教育大学がよいとか、ある
いは文教大学の方がよいとかいふ、そ
ういふ名前がどちらがよいという立場
で反対するのではありません。別な
立場から反対せざるを得ないのであり
ます。それはこゝろの問題は元來新し
くできようとする大学を……(速記
録を見たまえ)と呼ぶ者あり)速記を

見ました。賛成決定を委員会はしてお
りません。——それでは申し上げます
が、あのときは勧告したかどうかとい
う意見が出た。勧告するかどうかを決
定する前に、日高局長から四校の当局
者に話をしようということまでで、そ
の後の發展はしてまいるのでありま
す。
それで大体新しい大学を構成する四
校の当事者が話をまとめ、そうして大
学設置委員会を案をつくつて國會に提
出されるのが私は妥當であらうと思
ひます。こゝろの問題は、やは
りなるべく大学の自治を尊重して、外
部で決定するようには避けたいと思
います。そこで私たちの希望いたし
ますところは、こゝろに現在在は
當事者の間で紛糾しておりますから、
一體國立大学設置法案の審議をしば
らとめてでも、これを大学設置委員
会の方に一度返して、そこでよくま
とめるということが一番望ましい方法
であらうと思つております。しかし
ながらすでに現在修正案が出て参りま
したので、これに対する態度を決定し
なければなりません。
そこでもう一つわれわれが考えます
のは、この名前をむしろ第二義的であ
る。問題は新しくできる大学がどうい
う実質を備えたものになるかというこ
とが最も大事な点でありまして、そ
ういふ意味からも同説を申しておられ
る方々の双方の歩み寄りを期待してお
るのであります。ところが遺憾なこと
にそれが歩み寄りができませんで、今
日の上りなごころになりました。日本再
建のために、教育の刷新がいかに重要
であるか、また教員の養成がいかに重
要であるかというごころは申すまでもあ

りませんが、それと同時に、やはり古
いいわゆる師範式の教育の悪いところ
は、これを克服して行かなければなら
ぬ。このことはアメリカの教育視察團
も大いに強調しておつたところであ
ります。もちろんこの名前については双
方に御意見がございまして、それな
理由のあるごころであらうと思ひます。
それがこゝろの形でこの委員会が一
方的に決定するということになります
と、どうしても他方に不満がござ
り、その影響するところ、またおもし
ろくないものがあるやうと思つてあり
ます。そういう意味で私どもは教育大学
という名前も、必ずしもこれは排斥す
べきものではないと思つております
が、その原案で今出て來ておるものを
積極的に変更する必要があるもので
あります。そういう意味から私どもは
遺憾ながらただいまの御提案には反対
せざるを得ないのであります。
○岡(七)委員 直接関連してござ
りますから、ただいまの松本君の御發言に對
してであります。が、爾余の討論者があ
るといたしますれば錯覚を起されるお
それがあると思ひますから、私はその
ごころの議事録を載せ上げてみたいと思
ひます。
私から「委員長においてこれを勧告
するかしなごころを、決をたつていただ
きたい」と發言をいたしました。その
ときに岡委員から「日高さんにお伺
いしますが、系統は親戚であつてもい
いのですが、教育大学を原案は出してい
る」これは「文教大学」の誤りである
うと思ひます。「教育大学」と原案は出
ているのですが、直すことができます
か。日高政府委員「改正はできます思
ひます。」岡委員「それならば委員長

においてとりはらつて報告していた
だきたいと思ひます。」「異議なし」と
呼ぶ者あり。——異議ありといふ場合
は、必ず速記者とてこういふ表現は
しません。原委員長「ちよつと速記を
とめて……」この速記をとめておる間
に、私は前文部大臣森戸委員に敬意を
表すために、森戸先生、あなたはい
かがですかと申しましたところ、発言
はなさいませんが、あの森戸先
生の獨特のこつくり、二、三回繰
返したことをはつきり私は記憶してお
ります。社会党のこの問題に対する態
度はその通りである。——(速記中止)
原委員長「それではさういふことはか
らうことにして、本日はこの程度で散
会したいと思ひますが……」こ
うあります。これをよく熟慮願いたい。
さういふはからうといふことは報告する
ということでもあります。それで委員長
から文部当局に対してはつきりとした
報告をしたはずであります。委員長ひ
とつ御承認を願いたい。

○原委員長 速記をとめておる間に、
私は皆さん方にお願ひしたいのです
が、報告は角が立つから申出をしよう
と申しました。そうして満場一致の皆
様の御意思を政府に対して申し入れま
した。

○森本(七)委員 それで私は当時期待
いたしましたのは、日高局長から関係
者、森戸委員、ちよつと速記をとめて
おる間に、森戸委員に敬意を
表すために、森戸先生、あなたはい
かがですかと申しましたところ、発言
はなさいませんが、あの森戸先
生の獨特のこつくり、二、三回繰
返したことをはつきり私は記憶してお
ります。社会党のこの問題に対する態
度はその通りである。——(速記中止)
原委員長「それではさういふことはか
らうことにして、本日はこの程度で散
会したいと思ひますが……」こ
うあります。これをよく熟慮願いたい。
さういふはからうといふことは報告する
ということでもあります。それで委員長
から文部当局に対してはつきりとした
報告をしたはずであります。委員長ひ
とつ御承認を願いたい。

○原委員長 速記をとめておる間に、
私は皆さん方にお願ひしたいのです
が、報告は角が立つから申出をしよう
と申しました。そうして満場一致の皆
様の御意思を政府に対して申し入れま
した。

○森本(七)委員 それで私は当時期待
いたしましたのは、日高局長から関係
者、森戸委員、ちよつと速記をとめて
おる間に、森戸委員に敬意を
表すために、森戸先生、あなたはい
かがですかと申しましたところ、発言
はなさいませんが、あの森戸先
生の獨特のこつくり、二、三回繰
返したことをはつきり私は記憶してお
ります。社会党のこの問題に対する態
度はその通りである。——(速記中止)
原委員長「それではさういふことはか
らうことにして、本日はこの程度で散
会したいと思ひますが……」こ
うあります。これをよく熟慮願いたい。
さういふはからうといふことは報告する
ということでもあります。それで委員長
から文部当局に対してはつきりとした
報告をしたはずであります。委員長ひ
とつ御承認を願いたい。

○原委員長 速記をとめておる間に、
私は皆さん方にお願ひしたいのです
が、報告は角が立つから申出をしよう
と申しました。そうして満場一致の皆
様の御意思を政府に対して申し入れま
した。

○森本(七)委員 それで私は当時期待
いたしましたのは、日高局長から関係
者、森戸委員、ちよつと速記をとめて
おる間に、森戸委員に敬意を
表すために、森戸先生、あなたはい
かがですかと申しましたところ、発言
はなさいませんが、あの森戸先
生の獨特のこつくり、二、三回繰
返したことをはつきり私は記憶してお
ります。社会党のこの問題に対する態
度はその通りである。——(速記中止)
原委員長「それではさういふことはか
らうことにして、本日はこの程度で散
会したいと思ひますが……」こ
うあります。これをよく熟慮願いたい。
さういふはからうといふことは報告する
ということでもあります。それで委員長
から文部当局に対してはつきりとした
報告をしたはずであります。委員長ひ
とつ御承認を願いたい。

○原委員長 速記をとめておる間に、
私は皆さん方にお願ひしたいのです
が、報告は角が立つから申出をしよう
と申しました。そうして満場一致の皆
様の御意思を政府に対して申し入れま
した。

○森本(七)委員 それで私は当時期待
いたしましたのは、日高局長から関係
者、森戸委員、ちよつと速記をとめて
おる間に、森戸委員に敬意を
表すために、森戸先生、あなたはい
かがですかと申しましたところ、発言
はなさいませんが、あの森戸先
生の獨特のこつくり、二、三回繰
返したことをはつきり私は記憶してお
ります。社会党のこの問題に対する態
度はその通りである。——(速記中止)
原委員長「それではさういふことはか
らうことにして、本日はこの程度で散
会したいと思ひますが……」こ
うあります。これをよく熟慮願いたい。
さういふはからうといふことは報告する
ということでもあります。それで委員長
から文部当局に対してはつきりとした
報告をしたはずであります。委員長ひ
とつ御承認を願いたい。

○原委員長 速記をとめておる間に、
私は皆さん方にお願ひしたいのです
が、報告は角が立つから申出をしよう
と申しました。そうして満場一致の皆
様の御意思を政府に対して申し入れま
した。

○森本(七)委員 それで私は当時期待
いたしましたのは、日高局長から関係
者、森戸委員、ちよつと速記をとめて
おる間に、森戸委員に敬意を
表すために、森戸先生、あなたはい
かがですかと申しましたところ、発言
はなさいませんが、あの森戸先
生の獨特のこつくり、二、三回繰
返したことをはつきり私は記憶してお
ります。社会党のこの問題に対する態
度はその通りである。——(速記中止)
原委員長「それではさういふことはか
らうことにして、本日はこの程度で散
会したいと思ひますが……」こ
うあります。これをよく熟慮願いたい。
さういふはからうといふことは報告する
ということでもあります。それで委員長
から文部当局に対してはつきりとした
報告をしたはずであります。委員長ひ
とつ御承認を願いたい。

○原委員長 速記をとめておる間に、
私は皆さん方にお願ひしたいのです
が、報告は角が立つから申出をしよう
と申しました。そうして満場一致の皆
様の御意思を政府に対して申し入れま
した。

情がこういふふうになり、紛糾してす
こまなすらなうになり、積極的
案を改正するといふことには反対せざ
るを得ない、こころいふに意見が
わつて来たのであります。採決はこ
ではしておりませんが、さういふ
うに御了承願ひたいと思ひます。

○原委員長 今野君、御発言がありが
すか。——簡単に御承知願ひたい
思ひます。

○今野委員 今問題になつておる事
件につきまして、閣員よりこの前
に御発言がございましたときに、私は教
育の科学的研究が、今までは日本では
されて来なかつたといふ事実、これ
を知つておりますし、今後それがな
されなければならぬといふ見地から、筋
が通つた教育大学といふ名前は非常
に上げました。その結果、先ほどの委
員長申入れとなつたことを覚えてお
ります。そして閣委員の言われてお
る御発言は、非常によく承知されて
おります。しかしながらその後に
至りまして、これは単なる名前の問題
ではなくして、非常に紛糾した事情が
背後にあるといふことが明らかにな
つて参りましたので、私どもとしては、
大学の自治がここに於いてもすでに
考へたのであります。そしてできるな
らば、こころいふことをこの委員会に
いて採決等の手段によつて定めること
は、もう一べんこの委員会として
は、大学の自治を尊重するよう、そ
して両方が意見を一本にまとめるよ
うに御承知願ひたいと思ひます。

○原委員長 大学と国、いわば文部
委員との関係について、もし大学本
来の機能であるところの研究と教育と
いふことの問題に非難的に使われて
来るような場合には、國像といふも
ういふことに開眼することは、眞実な
文化の所産を阻害するおそれがある
といふふうに考へます。この問題につ
きましては、名前でも云々される問題
ではなくして、大学内部の紛糾した
結果であるといふことは、閣員も申
された通りであり、文部当局からも
さしはらふべきであるといふのであ
ります。さういふわけで、先般の本
会における申入れをするに、申合せ
は、事態を平和裡に解決できるなら
ば、それを期待してあつた申合せを
いたしたのでありますけれども、この
委員長の申入れの結果によつても治
らずして、今日こころいふ事態を引
起し、動議がここに提出されて、民主
山におきましては教育大学案を支持
して起立し、他の政黨におきまして
原案を支持して起立をしないといふ
うな結果になりますと、賛否両論に
わかれておる政治的色彩が、神聖な
学内に及ぶような悪影響を、結果を
予想せられるのであつて、これはただ
単に当大学のみにならず、他の大学の
自由にとりまして、ゆゆしき問題とな
るに於て、おそれがありますから、問
題の処理を十分慎重に扱われること
を希願いたします。さういふ意味
で、動議の形でお出しならぬ、も
う一度私どもは委員長の名において
文部大臣に、こころいふ亦願ひを
究明し、十分なる資料を添えて、本
会に提出すべきであると思ひます。

○原委員長 閣員、御発言がありが
すか。——簡単に御承知願ひたい
思ひます。

○今野委員 今問題になつておる事
件につきまして、閣員よりこの前
に御発言がございましたときに、私は教
育の科学的研究が、今までは日本では
されて来なかつたといふ事実、これ
を知つておりますし、今後それがな
されなければならぬといふ見地から、筋
が通つた教育大学といふ名前は非常
に上げました。その結果、先ほどの委
員長申入れとなつたことを覚えてお
ります。そして閣委員の言われてお
る御発言は、非常によく承知されて
おります。しかしながらその後に
至りまして、これは単なる名前の問題
ではなくして、非常に紛糾した事情が
背後にあるといふことが明らかにな
つて参りましたので、私どもとしては、
大学の自治がここに於いてもすでに
考へたのであります。そしてできるな
らば、こころいふことをこの委員会に
いて採決等の手段によつて定めること
は、もう一べんこの委員会として
は、大学の自治を尊重するよう、そ
して両方が意見を一本にまとめるよ
うに御承知願ひたいと思ひます。

○原委員長 大学と国、いわば文部
委員との関係について、もし大学本
来の機能であるところの研究と教育と
いふことの問題に非難的に使われて
来るような場合には、國像といふも
ういふことに開眼することは、眞実な
文化の所産を阻害するおそれがある
といふふうに考へます。この問題につ
きましては、名前でも云々される問題
ではなくして、大学内部の紛糾した
結果であるといふことは、閣員も申
された通りであり、文部当局からも
さしはらふべきであるといふのであ
ります。さういふわけで、先般の本
会における申入れをするに、申合せ
は、事態を平和裡に解決できるなら
ば、それを期待してあつた申合せを
いたしたのでありますけれども、この
委員長の申入れの結果によつても治
らずして、今日こころいふ事態を引
起し、動議がここに提出されて、民主
山におきましては教育大学案を支持
して起立し、他の政黨におきまして
原案を支持して起立をしないといふ
うな結果になりますと、賛否両論に
わかれておる政治的色彩が、神聖な
学内に及ぶような悪影響を、結果を
予想せられるのであつて、これはただ
単に当大学のみにならず、他の大学の
自由にとりまして、ゆゆしき問題とな
るに於て、おそれがありますから、問
題の処理を十分慎重に扱われること
を希願いたします。さういふ意味
で、動議の形でお出しならぬ、も
う一度私どもは委員長の名において
文部大臣に、こころいふ亦願ひを
究明し、十分なる資料を添えて、本
会に提出すべきであると思ひます。

○原委員長 閣員、御発言がありが
すか。——簡単に御承知願ひたい
思ひます。

○今野委員 今問題になつておる事
件につきまして、閣員よりこの前
に御発言がございましたときに、私は教
育の科学的研究が、今までは日本では
されて来なかつたといふ事実、これ
を知つておりますし、今後それがな
されなければならぬといふ見地から、筋
が通つた教育大学といふ名前は非常
に上げました。その結果、先ほどの委
員長申入れとなつたことを覚えてお
ります。そして閣委員の言われてお
る御発言は、非常によく承知されて
おります。しかしながらその後に
至りまして、これは単なる名前の問題
ではなくして、非常に紛糾した事情が
背後にあるといふことが明らかにな
つて参りましたので、私どもとしては、
大学の自治がここに於いてもすでに
考へたのであります。そしてできるな
らば、こころいふことをこの委員会に
いて採決等の手段によつて定めること
は、もう一べんこの委員会として
は、大学の自治を尊重するよう、そ
して両方が意見を一本にまとめるよ
うに御承知願ひたいと思ひます。

○原委員長 大学と国、いわば文部
委員との関係について、もし大学本
来の機能であるところの研究と教育と
いふことの問題に非難的に使われて
来るような場合には、國像といふも
ういふことに開眼することは、眞実な
文化の所産を阻害するおそれがある
といふふうに考へます。この問題につ
きましては、名前でも云々される問題
ではなくして、大学内部の紛糾した
結果であるといふことは、閣員も申
された通りであり、文部当局からも
さしはらふべきであるといふのであ
ります。さういふわけで、先般の本
会における申入れをするに、申合せ
は、事態を平和裡に解決できるなら
ば、それを期待してあつた申合せを
いたしたのでありますけれども、この
委員長の申入れの結果によつても治
らずして、今日こころいふ事態を引
起し、動議がここに提出されて、民主
山におきましては教育大学案を支持
して起立し、他の政黨におきまして
原案を支持して起立をしないといふ
うな結果になりますと、賛否両論に
わかれておる政治的色彩が、神聖な
学内に及ぶような悪影響を、結果を
予想せられるのであつて、これはただ
単に当大学のみにならず、他の大学の
自由にとりまして、ゆゆしき問題とな
るに於て、おそれがありますから、問
題の処理を十分慎重に扱われること
を希願いたします。さういふ意味
で、動議の形でお出しならぬ、も
う一度私どもは委員長の名において
文部大臣に、こころいふ亦願ひを
究明し、十分なる資料を添えて、本
会に提出すべきであると思ひます。

○原委員長 閣員、御発言がありが
すか。——簡単に御承知願ひたい
思ひます。

○今野委員 今問題になつておる事
件につきまして、閣員よりこの前
に御発言がございましたときに、私は教
育の科学的研究が、今までは日本では
されて来なかつたといふ事実、これ
を知つておりますし、今後それがな
されなければならぬといふ見地から、筋
が通つた教育大学といふ名前は非常
に上げました。その結果、先ほどの委
員長申入れとなつたことを覚えてお
ります。そして閣委員の言われてお
る御発言は、非常によく承知されて
おります。しかしながらその後に
至りまして、これは単なる名前の問題
ではなくして、非常に紛糾した事情が
背後にあるといふことが明らかにな
つて参りましたので、私どもとしては、
大学の自治がここに於いてもすでに
考へたのであります。そしてできるな
らば、こころいふことをこの委員会に
いて採決等の手段によつて定めること
は、もう一べんこの委員会として
は、大学の自治を尊重するよう、そ
して両方が意見を一本にまとめるよ
うに御承知願ひたいと思ひます。

大学名をいかにすべきかということに
ついての権限を有する大学設置委員会
に再考申を要求せられるよう、切望
したいと思います。さういふ
うにこの問題の処理を持つて行きたい
と思ひます。そしていよいよ高等師範
派の人々、あるいは文理大派の人々に
も御反省の機会をやりまして、両者
の歩み寄りにより、この大学の眞の目的
たる最高水準を行く教育者の輩出に決
績をあげられるように切望したいので
あります。今日のような状態で採決を
いたしますならば、この大学には永久
に派閥の争いが残されるのであつて、
最も最高水準を行くところの、りつば
な教育者を養成する大学の設立の目的
を根柢から破壊するおそれがあると思
ひます。

○原委員長 稲荷君の御発言に、同君
御意見、さういふか。

午後五時三十分休憩
午後五時三十分休憩
午後五時三十分休憩

○原委員長 休憩前に引續き会議を開
きます。

○原委員長 東京文科大学を東京教育大学に修正
する動議を岡君より出されてお
ります。岡君の動議について採決をいた
します。賛成の方の御起立を求めま
す。(賛成者起立)

○原委員長 起立多数。よつて岡君の
動議は成立いたしました。

○原委員長 委員、岡君の動議は成
立したものであります。可決確定し
たのであります。

○原委員長 可決確定いたしました。

○千賀委員 議事進行について。—
愛知工業大学の校名を、名古屋工業大

学に修正する件であります。一筆
手一校足の傍でこれも済みますから、
どうか御上程を願ひたいと思ひます。

○原委員長 それで千賀君。
まして修正動議を提出いたします。
すなわち第三條の表中「愛知工業大
学」を「名古屋工業大学」と修正する
こととさせていただきます。簡単に理由を
説明いたします。

この大学は長久手市及び愛知縣
の両方の縣境にかゝる二つの学校がこ
こに併せられたのであります。名古屋
屋高工といふ名は、すでに縣民に親し
まれること数十年に達してございま
す。愛知工業といふことでは、何とな
しに縣民になじみが悪いといふ声が盛
んに起つておるのであります。この点
に關しまして、愛知縣選出の國會議
員、衆議院議員十九名、参議院議員六
名、合計二十五名の大部分の方に陳情
を受け、ないしは私みから意見を
つてみたのであります。が、こころい
ふこの修正に賛成を表明して、おられ
ます。この修正によりまして、地元縣に
おいて紛糾を起すことは絶対にないこ
とをここに保証いたしますから、ど
うか委員各位も御安心の上、御賛成を願
ひたいと思ひます。

○原委員長 ただいまの「愛知工業大
学」を「名古屋工業大学」に修正する
千賀君の動議に御賛成はございません
か。
「異議なし」と呼ぶ者あり。
○原委員長 清濁一致可決確定いた
しました。
○原委員長 国立学校設置法案はこの
程度にとどめ、社会教育法に対する提

案理由について、政府当局より御説明を求めます。

社会教育法案
社会教育法

目次

第一章 総則(第一條―第九條)

第二章 社会教育関係団体(第十條―第十四條)

第三章 社会教育委員(第十五條―第十九條)

第四章 公民館(第二十條―第四十條)

第五章 学校施設の利用(第四十一條―第四十九條)

第六章 通信教育(第五十條―第五十八條)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、教育基本法(昭和二十二年法律第二十五号)の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

(社会教育の定義)

第二條 この法律で「社会教育」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に對して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む)をいう。

(国及び地方公共団体の任務)

第三條 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設定及び運営、集会の開

能、資料の複製、頒布その他の方法により、すべての國民があらゆる機会、あらゆる場所を利用し、自ら實際生活に即する文化的教養を高め得るよう環境を醸成するように努めなければならない。

第四條 前條の任務を達成するためには、この法律及び他の法令の定めるところにより、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、財政的援助並びに物資の提供及びそのあつ旋を行うことができる。

第五條 市(特別区を含む、以下同じ)町村の教育委員会は、社会教育に關し、当該地方の必要に應じ、予算の範囲内において、左の事務を行う。

一 社会教育に必要な指導及び助言を行うこと。
二 社会教育委員の委嘱に關すること。
三 公民館の設置及び管理に關すること。
四 所管に屬する図書館、博物館その他社会教育に關する施設の設置及び管理に關すること。
五 所管に屬する学校の行方社会教育のための講座の開設及びその奨励に關すること。
六 講座の開設及び討論會、講習會、講演會、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に關すること。
七 職業教育及び産業に關する科学校指導のための集会の開催及びその奨励に關すること。
八 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に關すること。
九 運動會、競技會その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に關すること。
十 音楽、演劇、美術その他藝術の発表會等の開催及びその奨励に關すること。
十一 一般公衆に對する社会教育資料の刊行配布に關すること。
十二 視覚聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に關すること。
十三 情報の交換及び調査研究に關すること。
十四 その他第三條の任務を達成するために必要な事務。

第六條 都道府縣の教育委員会は、社会教育に關し、当該地方の必要に應じ、予算の範囲内において、前條各号の事務(第三号の事務を除く)を行う外、左の事務を行う。

一 法人の設置する公民館の設置及び廃止の認可に關すること。
二 社会教育を指導する者の養成及び研修に必要な施設の設定及び運営、講習會の開催、資料の配布等に關すること。
三 社会教育に關する施設の設置及び運営に必要な物資の提供及びそのあつ旋に關すること。
四 市町村の教育委員会との連絡に關すること。
五 その他法令によりその職務権限に關する事項

(教育委員会と地方公共団体の長との關係)

第七條 地方公共団体の長は、その所掌事項に關する必要な報告、報告傳で視覚聴覚教育の手段を利用し、その他教育の施設及び手段によることを適當とするものにつき、教育委員会に對し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求めることができる。

前項の規定は、他の行政廳がその所掌に關する必要な報告、報告傳につき、教育委員会に對し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求める場合に準用する。

第八條 教育委員会は、社会教育に關する事務を行うために必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政廳に對し、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。

(図書館及び博物館)

第九條 図書館及び博物館は、社会教育のための機關とする。

第十條 図書館及び博物館に關し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

(社会教育関係団体)

第十一條 この法律で「社会教育関係団体」とは、法律で「社会教育関係団体」とは、法人であるか否かを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に關する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

(文部大臣及び教育委員会との關係)

第十二條 文部大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに應じ、これに對し、専門的技術的指導又は助言を與えることができる。

(国及び地方公共団体との關係)

第十三條 国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に對し、いかなる方法によつても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。

第十四條 国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に對し、補助金を與えてはならない。

(報告)

第十五條 文部大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体に對し、指導資料の複製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

第十六條 都道府縣及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

社会教育委員は、教育委員会が教育長の推薦により、社会教育関係団体の代表者及び学識経験者のうちから委嘱する。

(社会教育委員と公民館運営審議会委員との關係)

第十七條 公民館を設けずる市町村にあつては、社会教育委員は、第二十九條に規定する公民館運営審議会の委員をもつて充てることができる。

(社会教育委員の職務)

第十八條 社会教育委員は、社会教育に關し教育長に助言するため、左の職務を行う。

一 社会教育の方策を立案し、提出すること。
二 一定時又は臨時に會議を開き、

教育委員会の諮問に應じ、これ
に対して、意見を述べること。
三 前二号の職務を行うために必
要な研究調査を行うこと。
(社会教育委員の定数等)
第十八條 社会教育委員の定数、任
期その他必要な事項は、條例で定
める。

2 都道府縣又は市町村が前項の條
例を制定するには、教育委員会法
(昭和二十三年法律第七十号)第
六十一條から第六十三條までの例
による。
(社会教育委員の実效評價)
第十九條 地方公共団体は、社会教
育委員に対し、報酬及び給料を支
給しない。

2 地方公共団体は、社会教育委員
がその職務を行うために要する費
用を弁償しなければならない。
3 前項の費用については、教育委
員会法第三十一條第三項の規定を
準用する。

第四章 公民館
第二十條 公民館は、市町村その他
一定区域内の住民のために、実際
生活に即する教育、学術及び文化
に関する各種の事業を行い、もつ
て住民の教養の向上、健康の増
進、情操の純化を図り、生活文化
の振興、社会福祉の増進に寄與す
ることを目的とする。
(公民館の設置者)
第二十一條 公民館は、市町村が設
置する。

2 前項の場合を除く外、公民館は、
公民館設置の目的をもつて民法第
三十四條の規定により設立する法
人(この章中以下「法人」という)
でなければ設置することができな
い。
(公民館の事業)
第二十二條 公民館は、第三十條の
目的達成のために、おおむね、左
の事業を行う。但し、この法律及
び他の法令によつて禁止されたも
のは、この限りでない。
一 定期講座を開講すること。
二 討論会、講習会、講演会、実
習会、展示会等を開催すること。
三 圖書、記録、模型、資料等を
備え、その利用を図ること。
四 体育、レクリエーション等に
関する集会を開催すること。
五 各種の団体、機関等の連絡を
図ること。
六 その施設を住民の集会その他
の公共の利用に供すること。
(公民館の運営方針)
第二十三條 公民館は、次の行爲を
行つてはならない。
一 もつぱら営利を目的として事
業を行い、特定の営利事業に公
民館の名称を利用させその他營
利事業を援助すること。
二 特定の政党の利害に関する事
業を行い、又は公私の選挙に関
し、特定の候補者の支持するこ
と。

2 市町村の設置する公民館は、特
定の宗教を支持し、又は特定の
教派、宗派若しくは教團を支援
してはならない。
(公民館の設置)
第二十四條 市町村が公民館を設
置しようとするときは、條例で、公
民館の設置及び管理に関する事項

を定めなければならない。
2 前項の條例については、第十八
條第二項の規定を準用する。
第二十五條 市町村が公民館を設
置し、又は廃止したときは、その旨
を都道府縣の教育委員会に報告し
なければならない。
(法人公民館の認可)
第二十六條 法人の設置する公民館
の設置及び廃止並びに設置者の変
更は、都道府縣の教育委員会の認
可を受けなければならない。
2 前條の報告及び前項の認可に必
要な事項は、都道府縣の教育委員
会規則で定める。
(公民館の職員)
第二十七條 公民館に館長を置き、
その他必要な職員を置くことがで
きる。
2 館長は、公民館の行う各種の事
業の企画実施その他必要な事務を
行い、所屬職員を監督する。
第二十八條 市町村の設置する公民
館の館長その他必要な職員は、教
育長の推薦により、当該市町村の
教育委員会が任命する。
2 前項の規定による館長の任命に
関しては、市町村の教育委員会
は、あらかじめ、第二十九條に規
定する公民館運営審議会の意見を
聞かなければならない。
(公民館運営審議会)
第二十九條 公民館に公民館運営審
議会を置く。
2 公民館運営審議会は、館長の諮
問に應じ、公民館における各種の
事業の企画実施につき調査審議す
るものとする。
第三十條 市町村の設置する公民館

にあつては、公民館運営審議会の
委員は、左の各号に掲げる者のう
ちから、市町村の教育委員会が委
嘱する。
一 当該市町村の区域内に設置さ
れた各学校の長
二 当該市町村の区域内に事務所
を有する教育、学術、文化、産業、
労働、社会事業等に関する団体
又は機関で第二十條の目的達成
に協力するものを代表する者
三 学識経験者
2 前項第二号に掲げる委員の委員
は、それぞれの団体又は機関にお
いて互選その他の方法により推選
された者について行ふものとな
る。
3 第一項第三号に掲げる委員に
は、市町村の長若しくはその補助
機関たる職員又は市町村議会の職
員を委嘱することが出来る。
4 第一項の公民館運営審議会の委
員は、任期その他必要な事項
は、市町村の條例で定める。
5 前項の條例については、第十八
條第二項の規定を準用する。
第三十一條 法人の設置する公民館
にあつては、公民館運営審議会の
委員は、その役員をもつて充てる
ものとする。
第三十二條 第十九條の規定は、市
町村の設置する公民館の公民館運
営審議会の委員に準用する。
(特別基本財産)
第三十三條 公民館を設置する市町
村にあつては、公民館の維持運営
のために、特別の基本財産又は積
立金を設けることができる。
(特別会計)

第三十四條 公民館を設置する市町村
にあつては、公民館の維持運営の
ために、特別会計を設けることが
出来る。
2 前項の規定による特別会計の設
置に関する議案については、第十
八條第二項の規定を準用する。
(公民館の補助その他援助)
第三十五條 國庫は、公民館を設置
する市町村に対し、予算の定める
ところに従い、その運営に要する
経費の補助その他必要な援助をす
ることが出来る。
第三十六條 前條の規定により國庫
が補助する場合の補助金の交付
は、公民館を設置する市町村の左
の各号の経費の前年度における精
算額を基準として行ふものとな
る。
一 公民館の職員に要する経費
二 公民館における基本的事業に
要する経費
三 公民館に備え付ける圖書その他
他の教養設備に要する経費
2 前項各号の経費の額はその他補
助金の交付に關し必要な事項は、
政令で定める。
第三十七條 都道府縣が地方自治法
(昭和二十二年法律第六十七号)第
二百三十一條の規定により、公民
館の運営に要する経費を補助する
場合において、文部大臣は、政令
の定めるところにより、その補助
金の額、補助の比率、補助の方法
その他必要な事項につき報告を求
めることができる。
第三十八條 國庫の補助を受けた市
町村は、左に掲げる場合において
は、その受けた補助金を國庫に返

第一類第八号 文部委員会議録 第十八号 昭和二十四年五月十四日

第一類第八号 文部委員会議録 第十八号 昭和二十四年五月十四日

還しなければならない。

一 公民館がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づいてした処分を違反したとき。

二 公民館がその事業の全部若しくは一部を廃止し、又は第二十条に掲げる目的以外の用途に利用されるようになったとき。

三 補助金交付の條件を違反したとき。

四 虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

(公民館の指導)
第三十九条 文部大臣及び都道府県の教育委員会は、公民館の運営その他に關し、その求めに應じて、必要な指導及び助言を與へることができる。

(公民館の事業又は行為の停止)
第四十条 公民館が第二十三条の規定に違反する行為を行つたときは、都道府県の教育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずることができる。

(法人公民館の認可の取消)
第四十一条 法人の設置する公民館が左の各号の一に該当する場合には、都道府県の教育委員会は、その認可を取り消すことができる。

一 この法律に故意に違反したとき。

二 第二十六条第二項に規定する都道府県の教育委員会規則に違反したとき。

三 公民館の事業の停止その他の理由により、第二十条に掲げる目的を達成することができなくなつたとき。

(罰則)
第四十二条 第四十条の規定による公民館の事業又は行為の停止命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は三万四以下の罰金に処する。

(公民館類似施設)
第四十三条 公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができない。

2 前項の施設の運営その他に關しては、第三十九条の規定を準用する。

第五章 学校施設の利用
(適用範囲)
第四十四条 社会教育のためにする国立又は公立の学校(この章中以下「学校」といふ)の施設の利用に關しては、この章の定めるところによる。

(学校施設の利用)
第四十五条 学校の管理機關は、学校教育上支障がないと認められる限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するよう努めなければならない。

2 前項において「学校の管理機關」とは、国立学校にあつては文部大臣、公立の大学にあつては設置者である公共団体の長、大学以外の公立学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会をいふ。

(学校施設利用の許可)
第四十六条 社会教育のために学校の施設を利用しようとする者は、当該学校の管理機關の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により、学校の管理機關が学校施設の利用を許可しよ

うにすることは、あらかじめ、学校の長の意見を問ふなければならない。

第四十七條 國又は地方公共団体が社会教育のために、学校の施設を利用しようとするときは、前條の規定にかかわらず、当該学校の管理機關と協議するものとする。

第四十八條 第四十六條の規定による学校施設の利用が一時的である場合には、学校の管理機關は、同條第一項の許可に關する権限を学校の長に委任することができる。

機關が学校施設の利用を許可しよ

うにすることは、あらかじめ、学校の長の意見を問ふなければならない。

第四十九條 学校の管理機關は、それその管理に關する学校に對し、その教員組織及び学校の施設の状況に應じ、文化講座、専門講座、夏期講座、社会学級講座等学校施設の利用による社会教育のための講座の開設を求めることができ

る。

2 文化講座は、成人の一般的教養に關し、専門講座は、成人の専門的學術知識に關し、夏期講座は、夏期休暇中、成人の一般的教養又は専門的學術知識に關し、それぞ

れ大学又は高等学校において開設する。

3 社会学級講座は、成人の一般的教養に關し、小学校又は中学校において開設する。

4 第一項に規定する講座を担当する講師の報酬その他必要な経費は、予算の範囲内において、國又

は地方公共団体が負担する。

第六章 通信教育
第五十条 学校教育法第四十五条、第七十条及び第七十六条の規定により行ふものを除き、通信による教育に關しては、この章の定めるところによる。

(通信教育の定義)
第五十一条 この法律において「通信教育」とは、通信の方法により一定の教育計画の下に、教材、補助教材等を受講者に送付し、これに基づき、質問解答、添削指導、質疑解答等を行ふ教育をいふ。

は地方公共団体が負担する。

2 通信教育を行ふ者は、その計画実現のために、必要な指導者を置かなければならない。

(通信教育の認定)
第五十二条 文部大臣は、学校又は民法第三十四条の規定による法人の行う通信教育で社会教育上奨励すべきものについて、通信教育の認定(以下認定といふ)を與へることができる。

2 認定を受けようとする者は、文部大臣の定めるところにより、文部大臣に申請しなければならない。

3 文部大臣が、第一項の規定により、認定を與へようとするときは、あらかじめ、通信教育審議会に諮問しなければならない。

(認定手数料)
第五十三条 文部大臣は、認定を申請する者から手数料を徴収することができる。但し、国立又は公立の学校が行ふ通信教育に關しては、この限りでない。

2 前項の手数料の額は、一課程につき、一千円以上三千円以下の範囲において、文部大臣が定める。

(通信教育審議会)
第五十四条 文部省に通信教育審議会を置く。

2 通信教育審議会は、文部大臣の諮問に應じ、通信教育に關し、必要な事項を調査審議する。

3 通信教育審議会は、前項の事項に關して、文部大臣に建議することができる。

4 通信教育審議会の委員は、学識経験者のうちから、文部大臣が委

2 前項の許可に關しては、第五十

二條第三項の規定を準用する。

(報告及び措置)
第五十七条 文部大臣は、認定を受けた者に対し、必要な報告を求め、又は必要な措置を命ずることができ

る。

(郵便料金の特別取扱)
第五十五条 認定を受けた通信教育に要する郵便料金については、郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)の定めるところにより、特別の取扱を受けるものとする。

(通信教育の廃止)
第五十六条 認定を受けた通信教育を廃止しようとするとき、又はその條件を変更しようとするときは、文部大臣の定めるところにより、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可に關しては、第五十

二條第三項の規定を準用する。

(報告及び措置)

第五十七條 文部大臣は、認定を受けた者に対し、必要な報告を求め、又は必要な措置を命ずることができ

る。

第五十八條 認定を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに依りてした処分と違反したときは、文部大臣は、認定を取り消すことができる。

2 前項の認定の取消に關しては、第五十二條第三項の規定を準用する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際現に教育委員会に置かれていない市町村にあつては、教育委員会が設置せられるまでの間、この法律中「市町村の教育委員会」又は「教育委員会」とあるのは、「市町村長」と読み替へるものとする。

3 地方自治法の一部を次のように改正する。

第二條第三項第五号中「図書館」の下に「公民館」を加へる。

4 図書館に關する法律が施行されるまでの間、図書館に關しては、第九條第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 この法律施行前通信教育認定規程（昭和二十二年文部省令第二十二号）により認定を受けた通信教育は、第五十二條第一項の規定により、認定を受けたものとみなす。

○高橋國務大臣 政府から提出いたしました社会教育法案について、御説明申し上げます。

終戦後早くも四年にならうとしておりますが、祖國再建のための重要な施策の中で、最も重要なるものの一つ

は教育であると申しても過言ではありませぬ。なほ、祖國再建にならざる現在の國民の間で行われる社会教育の重要性は、いさゝか多くの言葉を要するに過ぎないものと存じます。元來社会教育は、國民相互の間に行われる自主的の自己教育であります。教育基本法第七條にもありますように、一面國及び地方公共団体によつて積極的の奨励されねばなりません。しかるに從來國及び地方公共団体の社会教育に關する任務はあまり明瞭でなく、社会教育の重要性が叫ばれても、それがなかく、實際の行政面に具体的に現われて來なかつたのであります。従つて、社会教育を推進いたしましたためには、これに必要な法的根拠を與へ、國及び地方公共団体の任務を明らかにいたしますことが、ぜひとも必要と思はれるのであります。

このことは政府のみならず、一般國民の間においても強く認識されてゐるところであります。昨年四月の教育刷新委員会の建議をはじめといたしまして、各方面よりの社会教育法制定に對する要望があり、文部省はこれらの要望を背景とし、その意見を踏襲して急遽に社会教育法制定を進めて参つた次第であります。

第一に、この法律案は、教育基本法に關する國及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的としており、ことにすでに充足を見ました教育委員会制度に即應し、從來都道府縣及び市町村の教育委員会として、社会教育に關し、いかなる権限と任務を持つべきかという点について、明確を欠いた点があるもので、この際、できるだけ具体的に、國及び地方公共団体の社会教育に關する事務の内容を明確にしたいと思ひます。これがこの法律の目的とするところであり、

第二に、社会教育關係の各種の団体と、國及び地方公共団体との關係について規定してあるのでありますが、國及び地方公共団体としては、民間の社会教育關係団体で、できるだけ自主的にかつ積極的の活動を続けて行くことが出来るように、これを助長することが大切であり、そのために各団体の指導者の養成に努め、それらの団体の情報センターたるの機能を果たすべきものと考へております。従つて本法案中に、國または地方公共団体がこれらの任務に應じ得るよう規定して、その性を確保するために、団体に対して不當に統制的支配を及ぼしたり、その事業に干渉を加へたりするような事象に陥らぬようにし、また補助金を與へることも、これを差控へるべきであると考え、そのように規定いたしておるのであります。

第三に、都道府縣及び市町村に社会教育委員を置くことができることとし、社会教育に關し、教育長に助官を行ふ機關とするように定めてあります。

第四に、現在すでに約五千の設置を見ております公民館の目的、事業、運営方針、職員の取扱ひ等を明らかにするとともに、政府においても積極的のその運営に對する財政的援助をなし得る道を開き、公民館が眞に市町村に對しての社会教育の総合的な中心施設として發展するよう定めてあります。

第五に、国立または公立の学校の施設の公共性を明らかにいたしまして、学校教育に支障のない限り、十分に社会教育のために利用されるよう、その方法等について定めてあります。

第六に、社会教育の有力な手段であるところの通信による教育につきましても、社会教育奨励すべきものと認められ、そのを文部大臣が認定いたしまして、認定した通信教育に種々の利便を與へて、通信教育の發展をはかるように定めてあります。

以上、本法案の提案の理由と、その内容の骨子について御説明いたしました。この社会教育法案が成立しまして、社会教育に法的根拠が與えられ、すなはち、わが國社会教育の進展に資するところは、はなはだ大きいと存じます。何とぞこの法案の必要性を認められ、十分御審議の上、すみやかに御賛成くださることをお願いいたします。

○原委員長 本法案に對する質疑はあつたと譲りまして、本日はこの程度にて散會したいと思います。御異議ありませんか。

○原委員長 御異議なしと認めます。月曜日は午後一時より開會いたすことといたします。本日はこれにて散會いたします。

午後五時五十三分散會

○原委員長 御異議なしと認めます。月曜日は午後一時より開會いたすことといたします。本日はこれにて散會いたします。

午後五時五十三分散會

○原委員長 御異議なしと認めます。月曜日は午後一時より開會いたすことといたします。本日はこれにて散會いたします。

午後五時五十三分散會

教育職員免許法案（内閣提出）に關する報告書
教育職員免許法施行法案（内閣提出）に關する報告書
（都合により別冊附録に掲載）

昭和二十四年七月五日印刷

昭和二十四年七月六日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局